



船橋市議会議員

立憲民主党

浦田秀夫 通信号外

2019年12月

事務所 船橋市高根台 6-38-9 電話&FAX 047-461-1350

自宅 船橋市松が丘 4-31-5 携帯 080-1074-4455

行財政改革 使用料などを一斉値上げ

現在開会中の令和元年第3回定例市議会に、下水道使用料、霊園管理料、文化・スポーツ施設使用料などの一斉値上げが提案され、現在各委員会で審議されています。

市は、行財政改革推進プランの柱として「受益者負担の見直し」を行ったとしています。

使用料見直しに当たって、これまで算入していなかった資本費（原価償却費）を算入し、受益者の負担割合を公益性、市場性を勘案して見直した結果、施設によっては2倍の値上げになった施設もあります。

使用料値上げによって、下水道使用料で4億2,000万円、公共施設使用料で1億8,480万円合わせて6億円の負担増となります。

特に負担割合が2倍となったスポーツ・文化施設について、スポーツ都市宣言に逆行するのではないかと、負担割合についての客観的基準が不透明である、市民生活が困窮している中での値上げは認められないなど様々な疑問の声が上がっています。

一方で市長や議員の期末手当引き上げ

こうした一方で、市長などの特別職や議員の期末手当を0.05ヶ月分引き上げる条例も提出されています。

市民に負担を求める一方で市長や議員の期末手当を引き上げることに大きな批判の声が上がっています。

こうした批判をかわすためか、12月5日開催された総務員会で、自由市政会、公明党などから期末手当引き上げを2年間凍結する修正案が提出されました。

これらの議案は、議会最終日12月20日に採決が行われます。

今回の使用料の一斉値上げは行財政改革の第一段で、今後、国民健康保険料の値上げや、0～2歳児の保育料の値上げ、入学援助金の見直し、敬老会の長寿記念品贈呈の見直しなどが検討されています。



主な使用料改正の一覧表を作成しましたのでご覧ください。

施設名等	主な改定内容	激変緩和	施行日
下水道	1ヶ月20㎡使用で1,974円から2,211円に値上げ	なし	令和2年7月
霊園	年間1㎡当たり990円を1,220円に値上げ	なし	令和3年4月
霊堂	年間4,400円を5,180円に値上げ	なし	令和3年4月
公民館	講堂1コマ(3時間)5,440円を6,980円に値上げ 集会室1コマ(3時間)900円を990円に値上げ	なし	令和2年8月
文化ホール	ホール平日全日使用の場合63,250円を126,470円に、 土日使用の場合79,090円を158,150円に値上げ	あり	令和3年4月
きららホール	ホール平日全日使用の場合35,200円を51,200円に、 土日使用の場合44,000円を64,020円に値上げ	あり	令和3年4月
勤労市民 センター	ホール平日全日使用の場合40,040円を54,200円に、 土日使用の場合40,040円を67,830円に、第1会議 室全日使用の場合10,340円を11,220円に値上げ	なし	令和3年4月
市民ギャラリー	第1展示室全日使用の場合、6,270円を9,970円に値 上げ	あり	令和3年4月
総合体育館	メインアリーナ2時間9,900円を13,200円に値上げ サブアリーナ2時間2,640円を5,280円に値上げ 多目的室2時間2,200円を4,400円に値上げ	あり	令和3年4月
運動公園	野球場2時間一般2,470円を4,950円に値上げ 陸上競技場2時間一般4,070円を5,330円に値上げ 庭球場2時間一般490円を990円に値上げ 高根木戸、北習志野近隣公園、若松公園の庭 球場も同様の値上げ プール3時間一般610円を910円に値上げ 体育館2時間一般1,650円を2,620円に値上げ	あり なし あり なし なし	令和2年7月
法典公園	球技場2時間一般2,200円を3,370円に値上げ	なし	令和2年7月
若松公園	野球場2時間一般1,230円を2,460円に値上げ	あり	令和2年7月
武道センター	相撲場2時間一般1,100円を2,200円に値上げ 武道場2時間一般1,760円を3,520円に値上げ	あり	令和3年4月
茶華道センター	第一茶室全日使用の場合6,160円を3,200円に値下 げ、第二和室全日使用の場合2,970円を3,640円に値 上げ	なし	令和3年4月
行田運動広場	2時間大人2,310円を4,630円に値上げ	あり	令和2年7月
高瀬下水処理場 上部運動広場	2時間大人3,250円を6,510円に値上げ	あり	令和2年7月

激変緩和ありは、3年間かけて段階に引き上げられます。

その他、青少年会館、少年自然の家、プラネタリウム館、視聴覚センター、学校運動場夜間照明灯などの使用料改定が提出されています。

台風 15 号 19 号を教訓に地域防災計画の見直し

台風 15 号、19 号、21 号によって、県内各地や、全国各地で甚大な被害が発生しましたが、船橋市内においては幸いにも大きな被害はありませんでした。

しかし、台風の進路が少しでもずれていれば市内でも甚大な被害が発生していた可能性があります。

従って、今回の台風への対応を教訓に市の地域防災計画など防災対策の見直し拡充が必要です。

今回の一連の台風に対する市の対応について、私が体験したことや議会での議論について報告します。



台風 19 号の市の対応について

災害情報サイトの立ち上げについて

台風 19 号が接近してきた 10 月 10 日の夕方、市民から土のうの配布場所の問い合わせがあったので、確認のため市のホームページを開いてみましたが、19 号の接近を前に台風への備えや、土のうの配布場所などの情報を伝える災害情報サイトが立ち上がっていませんでした。千葉市など他市ではすでに立ち上がっていました。市に連絡すると今作業中とのことでした。災害情報サイトの立ち上げが遅かったことを指摘しました。

避難所の開設について

避難所の開設は 12 日の午前 9 時からでしたが、すでに激しい雨が降っていました。千葉市など他市では 11 日の夜から開設されていました。避難された方から遅いのではないかとという声が寄せられたことを指摘しました。

避難所(公民館)に食料や水などを持参してこなかった人への対応がなされていませんでした。また、避難所(公民館)の夜間の職員配置が 1 名では、緊急時に対応できないのではないかと指摘しました。

市民への情報伝達手段について

行政防災無線について聞こえなかったとの市民の声がありました。

放送は、15 号 9 月 9 日午前 4 時 19 号 10 月 11 日午後 2 時 21 号 10 月 25 日午後 12 時の各々 1 回だけでした。風や雨の音で聞こえづらかったとの声もありました。

ホームページはアクセスの集中によってハザードマップにアクセスできませんでした。

災害情報メールは登録者は2万数千人程度で対象が限られています。

消防自動車による広報がありました。高年齢者などインターネットを使えない人への情報伝達が十分ではありませんでした。

こうした状況の中で立憲民主党の広報車で、11日午後からは主に台風への備えについて、12日午前には避難所の開設や土のうの配布場所などについて広報しました。市民から感謝やお礼の声が寄せられました。

休校や休園などの判断基準について

学校や保育園など休校や休園などの判断基準が校長、園長まかせで統一した判断基準マニュアルがなかったことも議会で指摘されました。

台風15号の教訓から

台風15号では、南房総市などでは、市役所の固定電話や携帯電話、インターネット、防災行政無線などが使えなくなり、「情報途絶」事態になりました。

また、大規模な2週間をこえる長期間の停電が発生しました。これらのことは市の地域防災計画では想定されておらず、地域防災計画の見直しや対策の強化が必要であることを指摘しました。

さらに、地震の場合は震度5強で対策本部を設置することになっていますが、風水害などでは設置基準がないことを指摘し、設置基準を検討することを求めました。

市は、12月5日に開催された総務委員会で、地域防災計画見直しの素案を示し、「台風15号により、千葉県内では最大64万軒にのぼる大規模かつ長期停電が発生し、船橋市でも最大約8,700軒が停電した。」ことを総則に記載し、対策として「電源供給体制の整備」を追加したことや、対策本部の設置については「台風直撃や長期停電により、市内に甚大な被害が発生する恐れがあり、市長が必要と認めたとき」と設置基準を整備することを明らかにしました。

